

令和 7 年 6 月定例会

総務委員会説明資料

知事戦略局
企画総務部
出 納 局

目 次

I 提出予定案件

1 一般会計予算 -----	3
(1) 地方債 -----	3
2 その他の議案等 -----	4
(1) 条例案 -----	4
(2) 令和6年度繰越明許費繰越計算書 -----	9
(3) 専決処分の報告について -----	10

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 地方債

一般会計

(ア) 変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
総務管理事業	707,000	707,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、 必要の生じた場合は全部若しくは一部 繰上償還し、又は借換えすることがで きる。
企画事業	2,000	2,000			
防災事業	490,000	499,000			
社会福祉事業	413,000	413,000			
児童福祉事業	11,000	11,000			
公衆衛生事業	46,000	46,000			
環境衛生事業	16,000	16,000			
保健所事業	556,000	556,000			
医薬事業	4,000	4,000			
職業訓練事業	7,000	7,000			
農業事業	4,000	4,000			
畜産事業	280,000	280,000			
農地事業	2,147,000	2,177,000			
林業治山事業	2,227,000	2,637,000			
水産事業	735,000	858,000			
商業事業	28,000	28,000			
工鉱業関係事業	4,000	4,000			
観光事業	257,000	257,000			
土木管理事業	169,000	169,000			
道路橋りょう事業	11,095,000	12,102,000			
河川海岸事業	7,739,000	8,095,000			
港湾事業	2,128,000	2,344,000			
都市計画事業	2,981,000	3,279,000			
住宅事業	166,000	166,000			
警察関係事業	331,000	331,000			
教育総務事業	100,000	100,000			
高等学校整備事業	7,122,000	7,122,000			
特別支援学校整備事業	1,005,000	1,005,000			
社会教育事業	923,000	923,000			
保健体育事業	11,000	11,000			
土木施設災害復旧事業	3,911,000	3,911,000			
公用公共用施設災害復旧事業	93,000	93,000			
計	45,708,000	48,157,000			

2 その他の議案等

(1) 条例案

① 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

国家公務員について、仕事と育児との両立支援制度等の利用に関する職員の意向確認等の措置が講ぜられることに鑑み、本県の職員についても所要の措置を講ずる必要がある。

イ 改正の概要

- (ア) 職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等を申し出た場合において、任命権者は、当該職員に対して、仕事と育児との両立支援制度等の利用に関する意向確認等の措置を講じなければならないこととする。
- (イ) 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員に対して、人事委員会規則で定める期間内に、仕事と育児との両立支援制度等の利用に関する意向確認等の措置を講じなければならないこととする。
- (ウ) 任命権者は、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る職員の意向に配慮しなければならないこととする。

ウ 施行期日

この条例は、令和7年10月1日から施行することとする。

② 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、地方公務員について、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で部分休業を請求することができることとされたことに伴い、当該時間を定める等の必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- a 職員が1年につき請求することができる部分休業の時間の上限を77時間30分（非常勤職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）とすることとする。
- b 職員が部分休業を請求することができる1年の期間を毎年4月1日から翌年3月31日までとすることとする。
- c 職員が1年につきaの時間を超えない範囲内で請求した部分休業について、任命権者は、1時間を単位として承認するものとする。
- d 職員が1日につき2時間を超えない範囲内で請求した部分休業について、任命権者は、勤務時間の始め又は終わりに限らず、承認するものとする。
- e 職員が部分休業の申出の内容を変更することができる特別の事情を定めることとする。
- f その他所要の整備を行うこととする。

(イ) 次に掲げる条例について、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととする。

- a 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例
- b 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- c 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

ウ 施行期日

この条例は、令和7年10月1日から施行することとする。

③ 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

土地改良法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

イ 改正の概要

土地改良法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

④ 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたこと等に鑑み、本県職員の旅費に関する制度を見直す必要がある。

イ 改正の概要

- (ア) 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費とすることとする。
- (イ) 鉄道賃について、鉄道を利用する移動に要する費用を支給対象とし、運賃の等級が区分される場合の運賃の額の上限を改めるとともに、急行料金及び座席指定料金の支給に係る旅行距離の制限を廃止することとする。
- (ウ) 船賃について、船舶を利用する移動に要する費用を支給対象とし、運賃の等級が区分される場合の運賃の額の上限を改めることとする。
- (エ) 航空賃について、航空機を利用する移動に要する費用を支給対象とし、運賃の等級が区分される場合の運賃の額の上限を改めることとする。
- (オ) 車賃の名称をその他の交通費に改め、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用を支給対象とすることとする。
- (カ) 旅行雑費を廃止することとする。
- (キ) 包括宿泊費を設け、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用を支給対象とすることとする。
- (ク) 移転料の名称を転居費に改め、赴任に伴う転居に要する費用を支給対象とすることとする。
- (ケ) 着後手当の名称を着後滞在費に改め、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用を支給対象とすることとする。
- (コ) 扶養親族移転料の名称を家族移転費に改め、赴任に伴う家族の移転に要する費用を支給対象とすることとする。
- (サ) 旅行手当を廃止することとする。
- (シ) その他所要の整備を行うこととする。

(ス) 公聴会参加者等の実費弁償支給条例について、所要の整理を行うこととする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、令和８年４月１日から施行することとする。

(イ) 所要の経過措置を講ずることとする。

⑤ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（税務課）

ア 改正の理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、促進区域内における不動産取得税の課税免除の要件について所要の整備を行う必要がある。

イ 改正の概要

促進区域内における不動産取得税の課税免除の要件に係る基本計画の同意の期限及び適用対象施設の設置の期限を令和１０年３月３１日までとすることとする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和７年４月１日から適用することとする。

⑥ 徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）

ア 改正の理由

公職選挙法施行令の一部が改正されたことに鑑み、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるとともに、公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

イ 改正の概要

- (ア) 選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとする。
- (イ) 公職選挙法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(イ)については、令和８年１月１日から施行することとする。

(2) 令和6年度繰越明許費繰越計算書

ア 一般会計

課 名	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
				既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
					国支出金	地方債	その他	
人 事 課	職 員 研 修 費	円 160,148,000	円 76,568,000	円	円	円 67,000,000	円	円 9,568,000
合 計		160,148,000	76,568,000			67,000,000		9,568,000

(3) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専 決 処 分 内 容

課 名	和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所属名
			事故概要				
管財課	美馬市在住 1名	60,158円	令和 5年 9月19日	徳島市地内	令和 7年 5月28日	人身・物損	県土整備部
			県車両が赤信号で停車中の相手車両に後部から接触した。				
	徳島市在住 1名	1,586,771円	令和 5年 9月27日	徳島市地内	令和 7年 5月28日	人身・物損	東部農林水産局
			県車両が赤信号で停車中の相手車両に後部から衝突した。				
	徳島市在住 1名	1,054,530円	令和 5年 9月27日	徳島市地内	令和 7年 5月28日	人身・物損	東部農林水産局
			県車両が赤信号で停車中の車両に後部から衝突し、衝突された車が当該車両に後部から衝突した。				
	吉野川市在住 1名	313,745円	令和 5年11月28日	吉野川市地内	令和 7年 5月28日	人身・物損	動物愛護管理センター
			県車両が脇道から県道122号線に合流しようと右折した際、道路走行中の相手車両に接触した。				
	海部郡美波町 所在 1法人	403,700円	令和 6年 5月20日	海部郡美波町 地内	令和 7年 5月28日	物損	南部総合県民局
			県車両が走行中、センターラインを超え、反対車線路側部のガードレールに接触した。				
	大阪府大阪市 在住 1名	165,000円	令和 6年 5月29日	徳島市地内	令和 7年 5月28日	物損	東部農林水産局
			県車両が走行中に車線変更した際、遅れて車線変更した前方走行中の相手車両に接触した。				

課 名	和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所属名
			事故概要				
管財課	板野郡藍住町 在住 1名	3 9 2， 0 0 0円	令和 6年 7月18日	板野郡藍住町 地内	令和 7年 5月28日	物損	中央こども女性 相談センター
			県車両が道路を横切ろうとした際、右から直進してきた相手車両に接触した。				
	板野郡北島町 在住 1名	1 5 5， 5 0 0円	令和 6年 7月22日	板野郡藍住町 地内	令和 7年 5月28日	物損	東部保健福祉局
			県車両が駐車場でバックした際、右隣の区画に駐車中の相手車両に接触した。				
	美馬市在住 1名	1 7 6， 6 6 9円	令和 6年 8月26日	美馬市地内	令和 7年 5月28日	物損	教育政策課
			県車両が駐車場から発進しようとバックした際、駐車場に侵入してきた相手車両に接触した。				
	阿南市在住 1名	8 4， 4 9 1円	令和 6年12月13日	阿南市地内	令和 7年 5月28日	物損	農林水産総合技術 支援センター
			県車両が停車した相手車両とすれ違った際、ドアミラーが相手車両に接触した。				
	徳島市在住 1名	2 2 6， 0 0 0円	令和 6年12月24日	徳島市地内	令和 7年 5月28日	物損	東部保健福祉局
			県車両に乗車しようとドアを開けた際、隣に駐車中の相手車両に接触した。				
	香川県高松市 在住 1名	3 4 5， 0 0 0円	令和 7年 1月16日	徳島市地内	令和 7年 5月28日	物損	教育政策課
			県車両が駐車場で駐車後、後部座席のドアを開けた際、隣に駐車中の相手車両に接触した。				
	徳島市在住 1名	6 2， 3 0 0円	令和 7年 2月14日	勝浦郡勝浦町 地内	令和 7年 5月28日	物損	文化資源活用課
			県車両が駐車場で駐車後、ドアを開けた際、強風により隣に駐車中の相手車両に接触した。				
	板野郡藍住町 在住 1名	1 6 8， 2 5 0円	令和 7年 3月 5日	三好市地内	令和 7年 5月28日	物損	県立池田高校
			県車両が対向車両をよけるためバックした際、後方停車中の相手車両に接触した。				
計		5， 1 9 4， 1 1 4円					

-11-